

平成 22 年 1 月 27 日

4 号機廃棄物処理建屋の床面および壁面における 放射性物質による汚染の確認について

<概要>

(事象の発生状況)

- ・平成 22 年 1 月 26 日、4 号機の廃棄物処理建屋（管理区域）において、2 階の作業エリア外の床面 3 箇所から、4 ベクレル/cm²（社内基準値）を超える放射性物質による汚染を確認しました。
- ・確認された放射性物質は拭き取り清掃を行い、再度放射能測定を実施して、放射性物質による汚染がないことを確認する予定です。

(今後の対応)

- ・原因について詳細に調査します。

(安全性、外部への影響)

- ・本事象による外部への放射能の影響はありません。

(公表区分)

- ・本事象は公表区分Ⅲ（信頼性向上のために公表する事象）としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

平成 22 年 1 月 26 日午後 4 時 10 分頃、4 号機の廃棄物処理建屋 2 階（管理区域*¹）において、燃料プール冷却材浄化系のろ過脱塩器*²の点検作業を行っていた協力企業作業員が、当日の作業終了後の放射能測定の際に作業エリア外の床面に放射性物質による汚染を確認しました。

このため当社社員が詳細に放射能測定を実施したところ、同建屋 1 階の床面 1 箇所、2 階の床面 25 箇所および壁面 2 箇所検出限界値*³以上の放射性物質を確認し、そのうち 3 箇所検出エリアの社内基準値*⁴（4 ベクレル/cm²）を超える放射性物質による汚染（最大約 10 ベクレル/cm²）を確認しました。

床面および壁面で確認された放射性物質の拭き取り清掃を行った後、再度放射能測定を実施して、放射性物質による汚染がないことを確認する予定です。

2. 今後の対応

燃料プール冷却材浄化系のろ過脱塩器の点検のために上蓋を開放した後、ろ過脱塩器内部の放射性物質が舞い上がり、当該作業エリア近傍の床面および壁面に付着したものと推定しておりますが、今後、原因について詳細に調査します。

3. 安全性、外部への影響

同建屋出入口において放射性物質による汚染はないことから、管理区域内のその他のエリアへ放射性物質による汚染の拡大がないことを確認しており、本事業による外部への放射能の影響はありません。

また、点検作業を行っていた協力企業作業員に、身体汚染および計画外の被ばくはありませんでした。

以上

* 1 管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるために管理を必要とする区域。

「管理区域」の汚染レベルは、法令で物の表面の汚染が4ベクレル/cm²を超えるまたは超えるおそれのあるところと定めている。

当社では、一般的に建物単位で「管理区域」を設定しており、4ベクレル/cm²を下回るエリアについても「管理区域」に設定しているが、このようなエリアにおいても放射性物質を出来る限り拡大させないよう、社内運用として汚染区分を定め、汚染区分を超えて汚染が拡大した場合には適宜清掃等を実施している。

* 2 燃料プール冷却材浄化系のろ過脱塩器

使用済燃料プールを冷却しながら不純物を取り除き水質を維持するためのフィルタ。

* 3 検出限界値

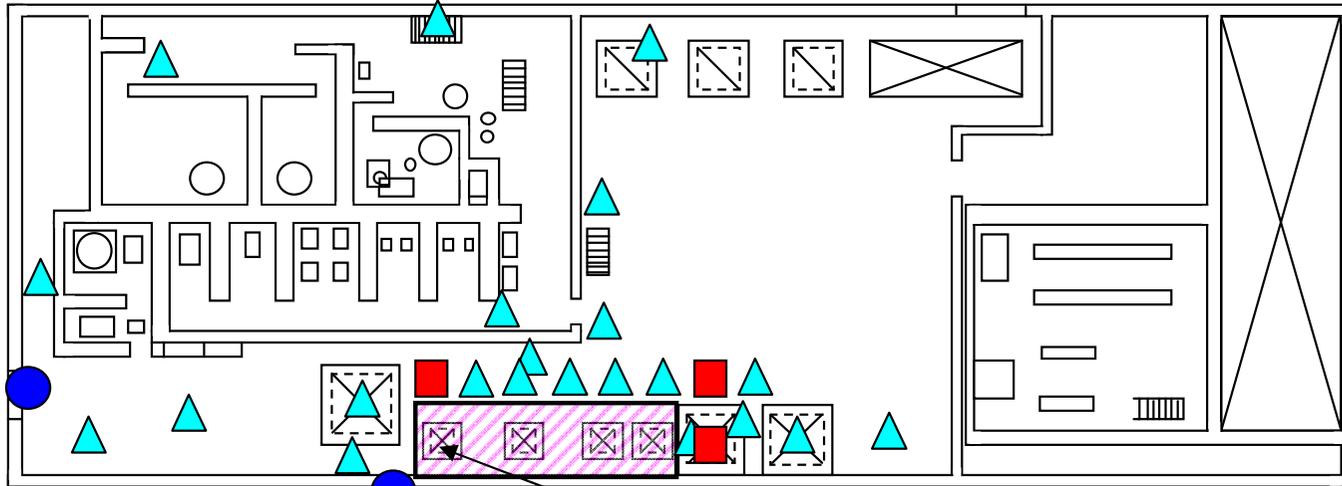
一般的な試料の測定において、放射能が原理的に測定できる下限値。

* 4 社内基準値

今回、放射性物質による汚染が確認されたエリアは、社内の汚染区分としてB区域としていたところ、4ベクレル/cm²を超える汚染（最大10ベクレル/cm²）が認められたもの。

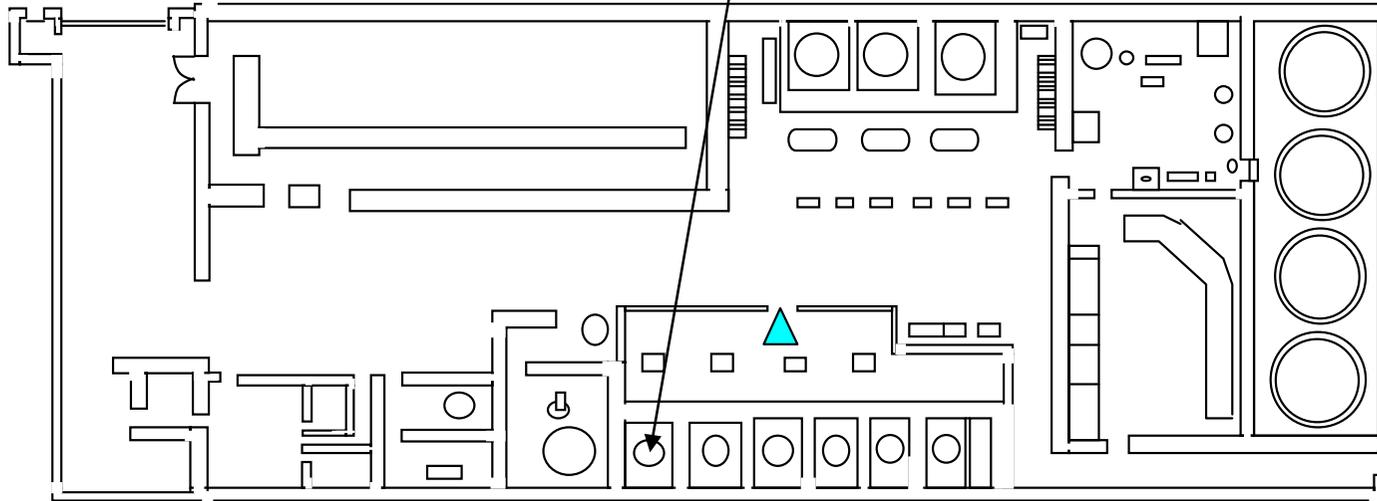
なお、社内基準値は以下のとおり。

法令の区分	社内の汚染区分	汚染レベル
管理区域 (物の表面の汚染が4ベクレル/cm ² を超えるまたは超えるおそれのあるところ)	A区域	汚染のおそれのない区域
	B区域	汚染を4ベクレル/cm ² 未満としているエリア →今回汚染が確認されたエリア
	C区域	汚染を40ベクレル/cm ² 未満としているエリア →今回の作業エリア
	D区域	汚染が40ベクレル/cm ² 以上のエリア



建屋 2階 平面図

今回点検作業を行っていたろ過脱塩器



建屋 1階 平面図

- : 社内基準値(4Bq/cm²)を超える汚染が確認された箇所
- ▲ : 床面で汚染(4Bq/cm²未満)が確認された箇所
- : 壁面で汚染(4Bq/cm²未満)が確認された箇所
- : 作業エリア(縦約4m、横約15m)

4号機廃棄物処理建屋平面図